

**改正**

平成25年10月 1 日規則第57号

平成27年 4 月 1 日規則第 6 号

長浜市人権尊重審議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例（平成18年長浜市条例第245号）第 6 条に規定する長浜市人権尊重審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営について、必要な事項を定めます。

(組織)

**第 2 条** 審議会は、委員12人以内で組織します。

(委員)

**第 3 条** 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の 4 以上とすることに努めるものとします。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

**第 5 条** 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。

2 会長は、会議の議長となります。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席)

**第 6 条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

(小委員会)

**第 7 条** 審議会は、専門的に審議する必要があると認める事項が生じたときは、審議会に小委員会を設けることができます。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって組織します。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、市民協働部人権施策推進課において処理します。

(補則)

**第 9 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行します。

**附 則**（平成25年10月 1 日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。